

東海商工会議所ホームページ有料バナー広告募集概要

1 実施目的

会員事業所の取引促進や販路拡大等の事業活動の促進を図るため、当商工会議所ホームページに有料バナー広告を掲載し、会員事業所へのサービスの向上に努めるもの。

2 掲載対象者

東海商工会議所の会員であって、会費を完納している者

3 掲載の位置

東海商工会議所ホームページのトップページ(当所が指定した位置)

4 募集枠数

6 スペース(予定)

5 周知方法

「とうかい商工会議所だより」へのチラシ折込み及び当所ホームページにおいて行う。

6 広告の規格

大きさ 縦65ピクセル×横170ピクセル

7 掲載期間及び広告掲載料等

(1) 期間

1ヶ月単位又は1年単位

(2) 掲載開始

掲載希望月の当所第一営業日の正午から掲載を開始する。

(3) 掲載料

<料金表>

1ヶ月コース	月額 2,000円	初回申込に限りお試し価格月額1,000円 (上限12ヶ月間)
年コース	年額20,000円	初回申込1年に限りお試し価格10,000円

・お試し価格は両コース合計で募集開始より先着5事業所とする。

8 掲載料の納入について

掲載希望月の前月の18日（土日祝日の場合は、翌営業日）までに所定口座への入金又は当所窓口にて現金での支払を完了すること。

9 掲載料の返還等

- (1) 掲載事業所の自己都合で月又は年の途中で掲載を中止する場合、残日等の計算で返金を行わない。
- (2) 契約の途中でホームページの構成等が変わり、掲載を取り止める場合は、年コースで申し込みの事業所に限り、残りの月数で算出した金額を返金する。中止になった月は残月から省く。（円未満切り捨て）

10 広告の掲載基準

下記事項を遵守するもの

- (1) 公序良俗に違反しないこと
- (2) 関係法規に違反しないこと
- (3) 政治性、宗教性がないこと
- (4) 虚偽または誤解を与える恐れがないこと。
- (5) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと
- (6) 投機性のないこと。また、投機性がないと判断されること
- (7) 本所自体の事業と同種あるいは類似の内容であって、競合するものでないこと
- (8) その他、当該サービスの運用上不適当と認められないこと。

11 広告掲載の申込及び決定

- (1) バナー広告の掲載を希望する者は当所ホームページより広告掲載申込書を印刷し、バナーデータ(画像)と合わせて掲載希望月の前月4日までに当所に提出する。

ただし、郵送及び当所窓口にて直接提出する場合は、バナーデータをCD-RかUSB媒体で提出する。Eメールにて提出する場合は、広告掲載申込書とバナーデータを添付し、送信する。

- (2) 当所において審査を行い、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書にて決定内容を通知する。

12 バナー広告のデータ変更について

バナー広告のデータ内容に変更が生じた場合、1回の申込につき2回ま

でデータの変更ができる。

変更を希望する者は、データ変更届出書と新しいデータを当所へ提出する。当所において審査を行い、2週間程度で新しいバナー広告を公開する。

13 必要書式

- ・ 広告掲載申込書
- ・ 広告掲載決定通知書
- ・ 広告掲載決定取消通知書
- ・ 広告掲載料還付申請書
- ・ データ変更届出書

